

墨田区告示第509号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、さくら橋コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、墨田区児童館条例（昭和46年墨田区条例第20号）第23条の規定により公告する。

令和7年12月17日

墨田区長 山本 亨

施設の名称	指定管理者	指定の期間
さくら橋コミュニティセンター	東京都世田谷区上北沢三丁目8番19号 社会福祉法人 雲柱社 理事長 小磯 満	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで